



衆院厚生労働委員会での生活保護法改悪案の採決後、衆院議員会場に集まつた傍聴者たち。左側の写真は日本共産党の高橋ちづ子議員=12月4日

法改悪でも一定“歯止め”

生活保護 脱せざず申請を

申請のさい、申請者の親族による扶養義務を強化するなどの内容です。それでも国会審議で日本共産党などが追及し、厚生労働大臣らの答弁など法の運用に相当な“歯止め”をかけました。生活保護申請で役立つ国会答弁を紹介します。

坂本健吾記者

「運用変えない」政府約束

今でも、生活困窮者が自治体窓口で生活保護を申請しても、申請書さえ渡されず、「家族に養つてもひどい」と返されました。

申請者の追い返し

国会で追及された田村憲久厚生労働相は「運用は変わらない」と繰り返し、次のように答弁しました。

「申請の意思があれば確実に申請書をお渡しする」「必ず申請意書を示された方が申請書を手にできなければなりません」

(田村厚労相、12月4日)

現在、申請者の親族

・援助局長はこう答弁

利用者自身の運動の成果

全国生活と健康を守る会連合会長
安形義弘さん

「今までと変わらない」という国会答弁は、実態に基づく追及に政府が追い込まれた結果です。私たちも1年以内に確認していくたい。攻めの運動に取り組みます。

厚労省説明会で共産党の質問紹介

厚労省は法の運用にかかわって自治体担当者を対象にした説明会(12月10日)を行いました。そのなかで、「運用の留意事項」として、共産党議員の質問内容が紹介されました。

一つは小池晃参院議員の質問。長野市の扶養照会文書で、親族による扶養が生活保護を受ける「前提」としていた問題です。

説明会では、全国436福祉事務所でこうした「不適切な文言」を使っていたという調査結果を添付。「地方自治体が責任を持って各

種様式等に不適切な表現をしないよう徹底されたい」としています。

もう一つは辰巳孝太郎参院議員の質問。大阪市が、申請者に求人検索と面接の回数を指導し、従わなければ申請却下を含め検討すると指示している問題です。

説明会では「ハローワークでの具体的な求職活動の指導等は、保護の開始決定前には認められていない」と指摘しました。



質問する小池晃議員
11月7日、参院厚労委

(注) 改悪法は、自民公明の与党と民主維新、「みんな」、生活各党が賛成。日本共産党、社民党が反対。
求める法規定も、「家事審判等々を行ってでも費用を徴収するといふ憲然(がいぜん)性の、保護の要否の判断が認められる方に限定される」としています。(田村厚労相、11月12日)

事審判等々を行ってでも費用を徴収するといふ憲然(がいぜん)性の、保護の要否の判断が認められる方に限定される」としています。(田村厚労相、11月12日)

（注）改悪法は、自民公明の与党と民主維新、「みんな」、生活各党が賛成。日本共産党、社民党が反対。
求める法規定も、「家事審判等々を行ってでも費用を徴収するといふ憲然(がいぜん)性の、保護の要否の判断が認められる方に限定される」としています。(田村厚労相、11月12日)

親族による扶養は給付要件ではない

親族による扶養も生

活保護の要件ではない

ことが明確に。

扶養義務を負う

方が扶養しなかつた

こと

が問題になっています。

生活保護は給付される

こと

です。

「書かないことは認められるか」との日本共産党・高橋ちづ子衆院議員の質問に対し、厚労省の岡田太造社会

事務官

は、「書かないことは認められる」とお答えいたしました。

（田村厚労相、12月4日）

（田村厚労相、12月4日）